

秦野市コンプライアンス推進基本方針



平成30年（2018年）2月

秦野市

目 次

1	策定の趣旨	1
2	コンプライアンスの定義	2
3	秦野市コンプライアンス推進基本方針	3
4	秦野市コンプライアンス推進目標	3
5	秦野市コンプライアンス推進指針	
(1)	法令等を遵守した事務の執行	4
(2)	服務規律・公務員倫理の徹底	6
(3)	情報管理の徹底	7
(4)	交通安全の徹底	8
(5)	信頼される市民対応	9
(6)	ハラスメントの防止	10
(7)	公益（内部）通報制度の運用	10
6	秦野市コンプライアンス推進体制	11
7	リスクマネジメント主管課	13

1 策定の趣旨

人口減少・少子高齢化、情報化及びグローバル化の進行に伴う社会構造の変化、地方分権の進展等、秦野市を取り巻く環境は大きく変化するとともに、行政課題は複雑化・高度化しており、その対応もより専門的かつ細やかなものが求められています。こうした状況に対応するため、効率的な組織運営を行うとともに、行政サービスについても最適化を図る必要があります。

このためには市政運営において、市民の信頼を得て、市民とともに公共の在り方や地域の将来を考え、共に持続可能なまちづくりを進める必要があります。

しかし、職員の違法行為や、不注意等による事務処理ミス等が発生すると、市民の信頼を失い、今後の市政運営に大きな影響を与えることとなります。このことをすべての職員が理解し、市民との信頼関係の構築を目指すためにも、組織としてコンプライアンスの推進に取り組む必要があります。

秦野市コンプライアンス推進基本方針は、全ての職員が法令等を遵守し、及び事務を適正に執行し、並びに誠実かつ公平な職務の遂行を推進するとともに、組織の秩序を維持することにより、市民の信頼を得た市役所、そして市民と一体となったまちづくりを進める組織となることを目的として、職員が常に意識すべきものとして定めるものです。

なお、コンプライアンスの本来的な目的は、自らをリスクから守ることにあります。この基本方針に基づく取組みに従い行動することはもちろんのこと、職員全員が当事者意識を持ち、潜在的なリスクを予見・回避し、また、アクシデントが発生した場合の影響を最小限に抑えるリスクマネジメント能力を備え、さらに高めることを求めるものです。

2 コンプライアンスの定義

コンプライアンス（Compliance）とは、一般的に「法令遵守」と訳されていますが、単に法律に違反しないというだけではなく、社会通念上の常識や倫理に照らして正しい行動を取ること、また、組織のルールを遵守することをいいます。

また、地方自治体に求められるコンプライアンスとは、公正であるべき「公」の仕組みやシステムを適正に運用するために、公正な職務の執行に疑念や不信が働くことのない職務行為を行うことといえます。

本市では、全ての職員が職務を遂行するに当たって、市民や地域社会の期待と信頼に応えるべく、法令や社会規範等にとっとり正しい行動を取ることをコンプライアンスとして定義するものです。

コンプライアンス

||

法令遵守はもちろん、
社会通念上の常識や倫理に照らして
正しい行動を取ること。
また、組織のルールを遵守すること。

3 秦野市コンプライアンス推進基本方針

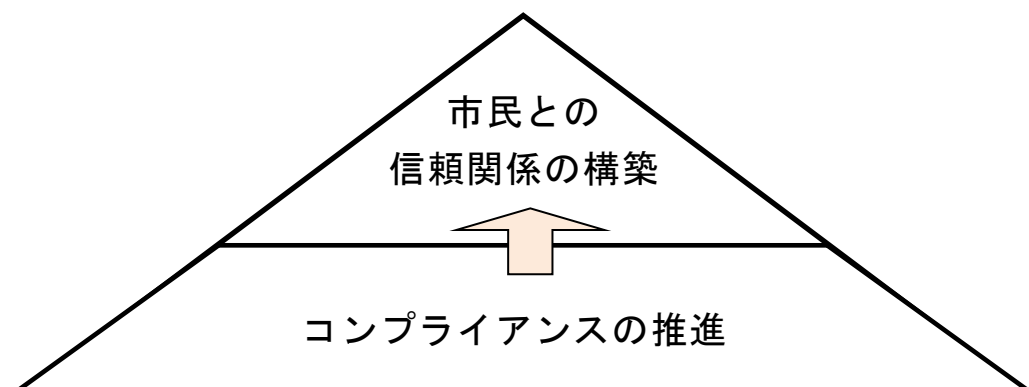
本市のコンプライアンスを推進するため、次のとおり「秦野市コンプライアンス推進基本方針」を定めることとします。

秦野市コンプライアンス推進基本方針

- 1 全ての職員が高い倫理意識と全体の奉仕者としての自覚を持ち、法令、規程等の遵守を徹底します。
- 2 適正かつ公正な職務を遂行するとともに、リスク管理体制の整備とそのモニタリング（評価・報告・公表）に取り組めます。
- 3 事務処理ミスや不祥事の発生を防ぐ、風通しのよい開かれた職場環境をつくれます。
- 4 業務プロセスを可視化し、行財政運営の透明性を確保します。

4 秦野市コンプライアンス推進目標

全ての職員が公務員としての高い倫理意識と、全体の奉仕者としての自覚を持ち、組織としてコンプライアンスの推進に取り組むことで、市民との信頼関係の構築を目指すものです。



5 秦野市コンプライアンス推進指針

秦野市コンプライアンス推進基本方針に基づき、全ての職員がコンプライアンス推進目標を達成するための具体的な行動規範として、7つの項目を推進指針として定めます。

※ 【関係法令等】の服務等に係る規定については、任命権者ごとに定められているため、それぞれの規程等を参照すること。

1 法令等を遵守した事務の執行

(1) 法令遵守の徹底

- ア 事務の執行に当たっては、根拠となる法令、規程等を十分に理解して、正しい適用・手続により行うこと。
- イ 契約事務については、競争を原則として、透明性・公平性の確保に努め、適切に執行すること。
- ウ 基本的人権は、侵すことのできない基本的権利であることを意識し、性別・国籍・出身地、学歴などにとらわれず、相互に対等の立場に立って認め合うこと。
- エ 法令違反行為を隠し、又は看過しないこと。

【関係法令等】

- ・ 地方自治法第2条第16項（法令等に違反した事務処理の禁止）
- ・ 地方自治法第232条の3（支出負担行為）
- ・ 地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
- ・ 刑法第155条第1項（公文書偽造等）
- ・ 刑事訴訟法第239条第2項（公務員の告発義務）
- ・ 入札談合等関与行為防止法
- ・ 秦野市公益通報の処理手続等に関する規程
- ・ 秦野市契約規則

(2) 公金の適正管理

- ア 「公金の取扱いに関する基準」を理解し、遵守すること。
- イ 公金の取扱いは、最も安全かつ確実な方法で行い、複数の職員による確認を徹底すること。

ウ 公金の出納状況については、常時把握するよう努め、関連する簿冊を適正に管理すること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市公金取扱基準を定める要綱
- ・ 公金の取扱いに関する基準

(3) 公印の適正管理

ア 公印は、文書の成立が真正であることを認証し、その文書の内容について市やその職員が責任を負うことを明らかにするために使用するものであるという認識を持つこと。

イ 公印の管理者は、公印の管理及び使用に当たり、盗難、紛失、不正使用等を防止するため、適切な処置をとること。

ウ その他公印の管理及び使用に当たっては、関係例規を遵守し、適正な管理等に努めること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市公印規則
- ・ 秦野市文書等の取扱いに関する規程

(4) 業務プロセスの管理

ア 事務マニュアルやチェックリストの作成、業務プロセスのフローチャート化等、業務執行の手順とチェック体制の構築を図るための手段を活用し、業務環境に適したものとなるよう継続的に改善を行うこと。

イ 全ての業務における執行プロセスの管理においては、結果として市民の満足度が向上し、最小の経費で最大の効果が得られるよう高い意識を持って取り組むこと。

ウ 日頃から潜在リスクへの意識を持ち、業務遂行に係る不適切な取扱いを未然に防止するとともに、前例踏襲によることなく、最も適切な執行に努めること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市事務決裁規程
- ・ 秦野市事務分掌等に関する規則
- ・ 秦野市文書等の取扱いに関する規程

(5) 事務処理ミスの防止

ア 日頃から報告・連絡・相談を密にし、定期的にミーティングを実施する等職員間の意思疎通や職務に対する共通認識を深めることにより、風通しのよい開かれた職場風土の醸成に努め、課題の早期発見やミスの未然防止に取り組むこと。

イ アクシデント及びインシデント（ヒヤリ・ハット）については、全職員で情報共有するとともに、事実関係、原因等の調査・分析を行い、組織的な再発防止策を講じること。

2 服務規律・公務員倫理の徹底

(1) 服務規律の徹底

ア 地方公務員法の関係規定を理解し、全体の奉仕者として全力を挙げて職務に専念する義務が課され、規律ある行動が求められることを念頭に置くこと。

イ 職務遂行中はもとより、勤務時間外であっても、自らの行動が組織全体の信用に影響することを意識し、社会通念上の常識や倫理に照らして正しい行動を行うこと。

(2) 公務員倫理意識の徹底

利害関係者と接触等する場合は、「公平な職務遂行」に対して市民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと。

【関係法令等】

- ・ 地方公務員法第30条（服務の根本基準）
- ・ 地方公務員法第31条（服務の宣誓）
- ・ 地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
- ・ 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）
- ・ 地方公務員法第34条第1項（秘密を守る義務）
- ・ 地方公務員法第35条（職務に専念する義務）
- ・ 刑事訴訟法第239条第2項（公務員の告発義務）
- ・ 秦野市職員服務規程
- ・ 秦野市職員倫理規程

3 情報管理の徹底

(1) 個人情報の適正な取扱い

- ア 個人情報は、その取扱目的を明確にし、必要最小限の情報を適法かつ公正な手段により、原則として本人から収集すること。
- イ 個人情報は、その取扱目的以外の目的で利用し、又は本人以外の者に提供しないこと。
- ウ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な処置をとること。
- エ 万一個人情報が漏えいした場合、被害が最小限となるよう速やかに上司への報告を行い、関係機関への連絡、対象者への連絡や謝罪を適切に行うこと。

【関係法令等】

- ・ 個人情報の保護に関する法律、同法施行令及び同法施行規則
- ・ 秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 秦野市個人情報の保護に関する法律施行細則
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則

(2) 公文書の適正な管理

- ア 公文書は、正確かつ迅速に取り扱い、常に整備して、事務が能率的に処理されるように管理すること。
- イ 保存すべき公文書は、その保存期間満了までの間、適切な保存及び利用を確保するために、必要な場所において、識別を容易にするための処置をとったうえで保存すること。
- ウ 公文書の庁外持ち出しは原則禁止であるが、業務上やむを得ず持ち出す場合は、紛失や盗難のリスクがあることを念頭に置き、厳重に管理すること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市文書等の取扱いに関する規程
- ・ 秦野市情報公開条例第21条及び第23条

(3) 情報セキュリティの確保

電子情報の機密性、完全性及び可用性を維持し、組織を挙げて情報セキュリティの確保に取り組むため、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを遵守すること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市情報セキュリティポリシー

4 交通安全の徹底

(1) 安全運転の励行

ア 自動車、自転車等の運転に当たっては、法令遵守を率先すべき公務員として、公私を問わず交通法規を遵守し、常に安全運転の意識を高く持つこと。

イ 公用車使用時は、所属長等による免許証携行確認や運行前点検、運行時の同乗者による安全確認等、庁用自動車等安全運転マニュアルに従い、安全運転の励行に努めること。

(2) 交通法規違反・交通事故の防止

ア 交通法規の違反は、職員一人ひとりの心掛けによって確実に防止できるものであることを認識し、安全運転の意識向上に努めること。

イ 事故等発生時には、負傷者の救護、路上の危険防止措置、警察への連絡等の措置を迅速に行うこと。また、所属長への報告を速やかに行うこと。

【関係法令等】

- ・ 道路交通法
- ・ 秦野市庁用車両管理規則
- ・ 秦野市職員交通安全対策委員会規則
- ・ 公用車事故マニュアル

5 信頼される市民対応

(1) 誠実かつ公平・公正な態度

ア 市民と接するときは、自分の対応が市役所の評価につながることを意識し、誠実かつ公平・公正な対応を心掛けること。

イ 市民からの意見、相談、苦情等は、市民が市に何を求めているのかを知ることができる貴重な機会と捉え、市民の立場で考え、丁寧な対応を心掛けること。

ウ アクシデントが発生したときは、直ちに所属長に報告し、的確・公正な職務の執行を確保するため、原則として一般に公表するとともに、その再発防止に努めること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市職員服務規程
- ・ 秦野市広報広聴規則

(2) 不当要求行為等への適切な対応

ア 公平かつ公正な職務遂行のため、脅迫や暴力等犯罪行為に対しては、毅然とした態度で冷静に対応すること。

イ 不当要求行為等には、職員個人ではなく、組織的に一丸となって対応すること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市不当要求行為等の防止に関する要綱
- ・ 不当要求行為等防止対策マニュアル

6 ハラスメントの防止

- (1) セクシュアル・ハラスメントの防止
- (2) パワー・ハラスメントの防止
- (3) マタニティ・ハラスメントの防止
- (4) その他ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員個人に対する人権等の侵害にとどまらず、職場全体の職員の意欲の低下や業務の円滑な遂行に影響を及ぼすことを強く認識し、「しない・させない・許さない」という意識で防止に努めること。

【関係法令等】

- ・ 男女雇用機会均等法第11条第1項（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）
- ・ 育児・介護休業法
- ・ 秦野市職員服務規程
- ・ 秦野市職員づくり基本方針

7 公益（内部）通報制度の運用

- (1) 公益（内部）通報制度の活用

職務において法令違反行為を知ったときは、上司への報告・相談又は人事課への公益（内部）通報をする等、適切な対応をすること。

- (2) 通報者保護に対する理解

通報者が公益のために通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることがない制度であることを理解すること。

【関係法令等】

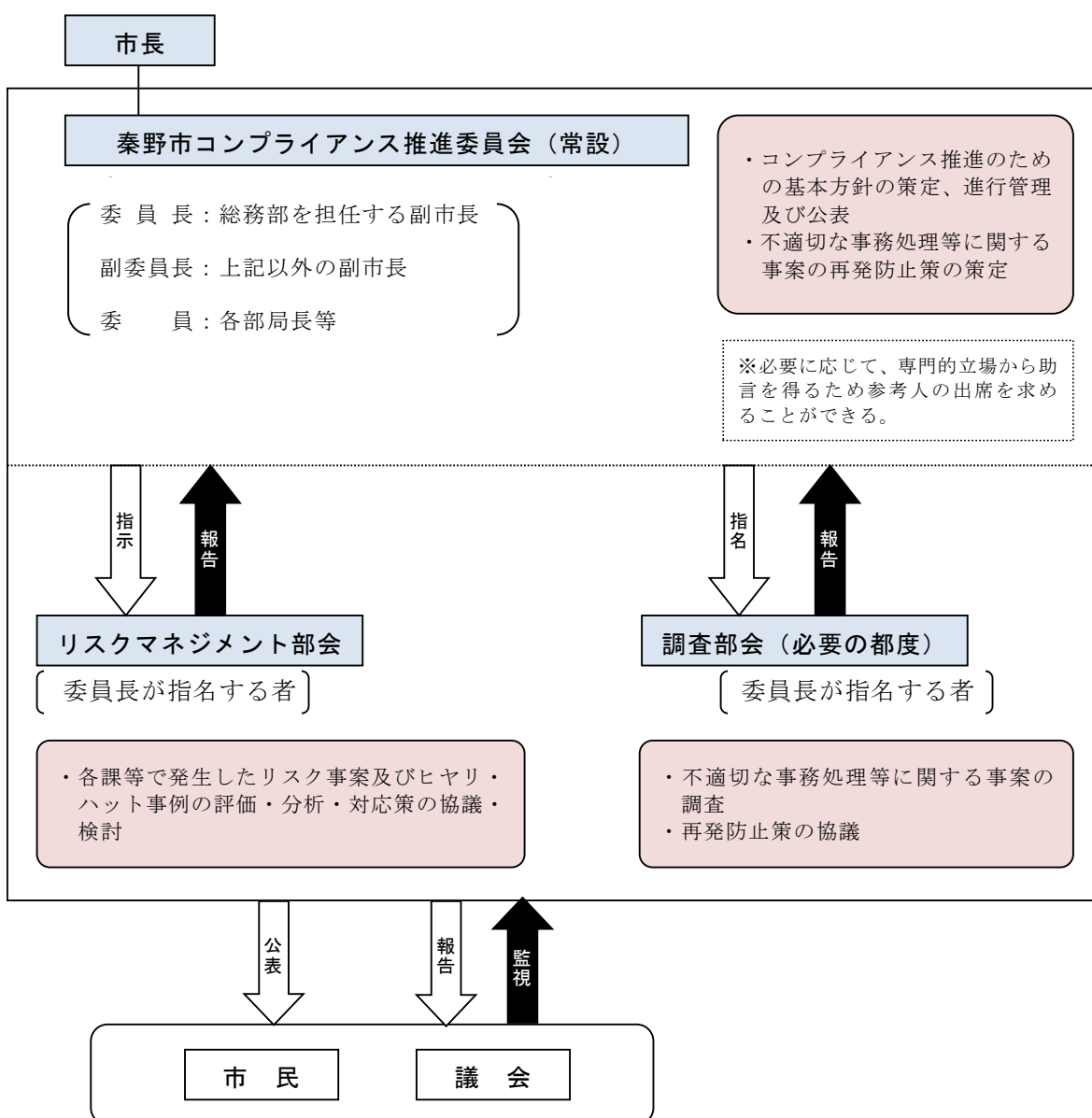
- ・ 公益通報者保護法
- ・ 秦野市公益通報の処理手続等に関する規程

6 秦野市コンプライアンス推進体制

個別の事案に係る事実や原因の調査、再発防止策の検討等を行うとともに、全ての職員が法令等を遵守し、適正な業務、誠実かつ公平な職務の遂行を推進することを目的として、次のとおり庁内組織を設置しています。

なお、地方自治法において内部統制に関する規定が定められ（令和2年（2020年）4月1日施行）、普通市である本市は努力義務の扱いですが、今後詳細が明らかとなった段階で整合を図るものとします。

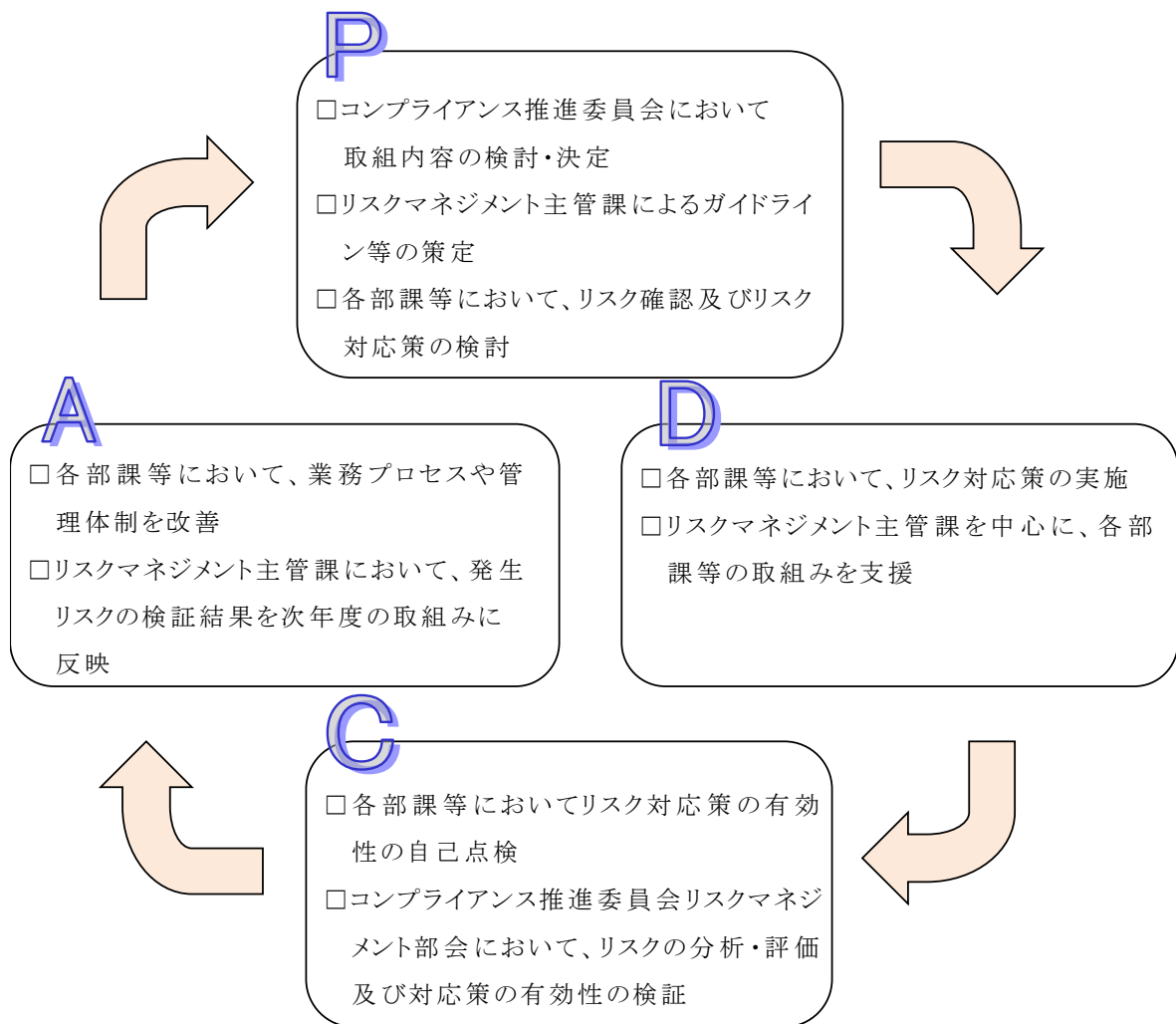
【秦野市コンプライアンス推進体制】



【リスク管理体制（PDCAサイクル）及びモニタリング体制】

コンプライアンス推進のためには、職員の意識改革を行うとともに、定期的なリスク対策の検証と周知徹底、必要なモニタリング活動の実施、ルール・体制についての適宜見直し等を行い、PDCAサイクルとして機能させ続けることが重要です。

各所属の自律的な管理体制の構築を目指すためにも、次のようなPDCAサイクルシステムを構築し、持続的な取組みを推進するものです。



7 リスクマネジメント主管課

コンプライアンス推進指針に示した各項目について、それぞれのリスクをマネジメントすべき課については、次のとおりです。

項目 課名	①法令等を 遵守した事 務の執行	②服務規 律・公務員 倫理の徹底	③情報管理 の徹底	④交通安全 の徹底	⑤信頼され る市民対応	⑥ハラスメ ントの防止	⑦公益(内 部)通報制 度の運用
行政経営課	●						
デジタル推進課			●				
人 事 課	●	●			●	●	●
文書法制課	●		●				
財 政 課	● (財務事務)						
財産管理課	● (資産管理)			●			
契約検査課	● (契約事務)						
広報広聴課					●		
市民相談人権課					●		
地域安全課					●		
経営総務課	●	●		●	●	●	
消防総務課	●	●		●	●	●	
会 計 課	● (支出事務)						

(令和6年(2024年)4月現在)

秦野市コンプライアンス推進基本方針

コンプライアンス

||

法令遵守はもちろん、
社会通念上の常識や倫理に照らして
正しい行動を取ること。
また、組織のルールを遵守すること。

- 1 全ての職員が高い倫理意識と全体の奉仕者としての自覚を持ち、法令、規程等の遵守を徹底します。
- 2 適正かつ公正な職務を遂行するとともに、リスク管理体制の整備とそのモニタリング（評価・報告・公表）に取り組みます。
- 3 事務処理ミスや不祥事の発生を防ぐ、風通しのよい開かれた職場環境をつくります。
- 4 業務プロセスを可視化し、行財政運営の透明性を確保します。

平成30年（2018年） 月 日

秦野市長 高橋 昌和

秦野市 コンプライアンス推進基本方針

平成30年（2018年）2月策定

秦野市 総務部 文書法制課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町 1-3-2

TEL：0463-82-5119

FAX：0463-82-6793

URL <http://www.city.hadano.kanagawa.jp>

E-mail bunsyo@city.hadano.kanagawa.jp